

～隣人訴訟～

I. 原告の請求とその根拠

被告は、近藤夫妻、鈴鹿市、国、三重県、有限会社南部建設である。

①近藤夫妻に対する請求及び根拠

<請求内容> 損害賠償

<根拠> 準委任契約に基づく善管中尉義務違反による民法709条、同法719条に規定される不法行為責任

②鈴鹿市に対する請求及び根拠

<請求内容> 損害賠償

<根拠> 国家賠償法2条1項違反

③国に対する請求及び根拠

<請求内容> 損害賠償

<根拠> 国家賠償法2条1項違反

④三重県に対する請求及び根拠

<請求内容> 損害賠償

<根拠> 国家賠償法2条1項違反

⑤有限会社南部建設

<請求内容>損害賠償

<根拠>危険な状況のまま漫然放置したことによる民法709条に基づく不法行為責任

II. 裁判所の判断

①判決 原告の請求額の六分の一程度の支払いを命じた。
鈴鹿市、三重県、国、南部建設に対する請求は棄却。

②理由

(ア)被告夫妻について

頼ったからには原告の子供の面倒を見る責任(監護義務)はある。
しかし危険な池の真ん中まで行ってしまうのだから、子供に対する原告のしつけは甘かったとみなされる→<過失相殺>
(*準委任契約は否定*)

(イ)国と県について

事故が起きた池を管理していたという事実が認められていない。
→責任なし

(ウ)国家賠償法の適用

公の営造物が公の目的で事実上しようされ、国または地方公共団体が管理しているという事実が要件

<池の管理>水利組合が管理、ただし市も重疊的に管理。

<池の利用>当時人家がならんでいて農業用留池として利用されていたとは言えない、加えて水泳場とか釣り場として一般的に解放されていたわけでもない。

<池の危険性>中心が深くあまり危険とは言えない。幼児が中心に進んで事故を起こすとは予見しがたい。

(エ)被告会社の責任について

池に進入して深みに入る幼児等のあることまで予見して防ぐ措置(スロープの設置など)をとるのは困難。責任なし。

IV. 当該裁判の影響

この裁判の結果、請求の6分の1ではあるものの被告夫妻に各々263万2961円及び内金243万2961円に対する遅延賠償金を支払え、という判決がくだされた。

報道機関はこの判決について、大きく報道した結果、原告夫妻に対し全国から非難と迷惑電話、手紙が届くようになり、原告夫妻の子供は学校でいじめをうけるようになった。

これをうけて、原告夫妻は訴えを取り下げようとしたが、被告夫妻は争う姿勢をとっていたところ、被告夫妻のもとにも迷惑電話、手紙が届くようになったため、被告夫妻も控訴を取り下げざるを得なくなり、この裁判は消滅してしまった。

Ⅲ. 私見

結論から述べると、隣人同心のトラブルを、裁判を通じて解決することは望ましくないと考える。原告と被告、裁判官の視点から理由を考えると、まず原告と被告からすると、仮に裁判の判決がくだって解決したとしても、関係を修復するのが難しいし、同じ町に居づらくなることが容易に発生するのが考えられるからである。次に、裁判官からすると、隣人同士のトラブルをいちいちさばいているほど、暇でもないし、裁判は和解やADRなどに比べると手続きなどが煩雑で、時間も費用も掛かるのでわざわざ裁判を起こすのは非効率であると言える。したがって、隣人同士のトラブルは裁判を通じて解決するのは望ましくないと考える。しかし、必ずしも裁判を通じて解決することが望ましいというわけではない。例えば、相手側が害意をもって事件を引き起こしてきた場合は裁判で厳しく解決をはかるなどその時の状況に応じて裁判を起こすことが望ましい。

この裁判の結果に対して法務省が当事者以外の第三者によって裁判を受ける権利が侵害されるべきでないとの見解に対する意見としては、権利として保障されている以上は隣人間の仲の良さ等を考慮しても、当該権利が妨げられることはあってはならないと思います。

発表者 糸見真宏 野村洸貴 熊崎皓太 石田崇人 熊木秀昂